

第4期池田市地域福祉計画・第5次池田市地域福祉活動推進計画（令和5年度～令和9年度） 総合中間評価シート【市・社会福祉協議会】

参考資料

基本目標1 包括的な支援体制づくり（活動指標）

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

取組1 包括的な相談支援体制の構築

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
<p>①ニーズ把握と情報の提供</p>	<p>地域福祉推進事業 コミュニティソーシャルワーカー設置事業 地域子育て支援拠点事業 利用者支援事業（保育園・園） 生活保護給付・自立支援事業 障がい者地域相談事業 包括的支援事業（地域包括支援センター） 総合相談事業（地域包括支援センター） 地域ケア会議推進事業 権利擁護事業 小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会）【社協】</p>	<p>対面に加え、SNSを活用した情報提供・相談支援も行われるようになり、ニーズに応じた相談先や福祉サービス・制度など必要な情報が提供されている。潜在化しがちな複雑化・複合化した地域生活課題やニーズの早期に把握までは至っていない部分もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の狭間を広く扱うことができる会議体としてR5に発足した多機関協働会議にて、ひきこもりの支援ニーズの把握を行った ・子育てに関する相談を受け、必要に応じて各関係機関に繋ぐ、利用者支援事業を実施 ・保育コンシェルジュに加えてAIコンシェルジュ(AIチャットボット)による利用者支援を実施 ・生活保護に関するホームページを大幅にリニューアル ・精神保健福祉士による専門的な相談対応を行い、精神障がい者に対し、相談支援サービスの向上を図った ・地域包括支援センターにおいて実態把握、情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援を実施した ・コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センターでLINEでの相談受付も実施 ・全11地区福祉委員会でサロンなどのグループ援助活動や見守り・声掛けなどの個別援助活動を行った ・地域のサロンや会議にコミュニティソーシャルワーカーが訪問し、相談対応や情報提供に取り組んだ <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在的なニーズの把握に苦慮している ・取組を実施していても、周知が不足し機能が活用されていない部分がある 	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育AIコンシェルジュの周知 ・一斉改選後の民生委員や地区福祉委員への地域包括支援センターの再周知 ・引き続き、コミュニティソーシャルワーカーが地域の活動場所に積極的に参加し、課題の早期発見・対応に努める。 ・地域包括支援センターについて現役世代の認知度向上に向けた新たな周知方法の検討を行う ・小地域ネットワーク活動について、支援対象を全世代へ拡大できるような活動を推進する ・潜在的なニーズの把握に向けた取組の検討
<p>②市全体で分野を問わない、断らない相談支援体制をつくる</p>	<p>地域就労支援事業 人権相談事業 コミュニティソーシャルワーカー設置事業 地域福祉推進事業 生活困窮者自立相談支援事業 障がい者地域支援センター運営事業 地域自殺対策強化事業障がい者地域相談事業 障がい者相談員設置事業 総合相談事業（地域包括支援センター） 就学前児発達支援事業 妊娠・出産支援事業 教育相談事業 相談窓口の充実【社協】</p>	<p>各種専門職による専門性の高い相談対応が行われており、分野ごとの相談支援に加え、支援が必要な人のどのような相談も、まずは受け止め、つなぎ合い、協働して解決する仕組み（断らない相談支援）や相談者につながり続ける支援（伴走型支援）の仕組みは一定つくりつつある。相談件数の増加への速やかな対応が課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援コーディネーターによる相談、地域就労支援制度の周知 ・人権相談・総合生活相談を人権文化交流センター及び市役所(金曜日のみ)で実施 ・多機関協働会議にて、ひきこもり支援をテーマに、断らない相談支援体制を検討 ・R6年4月より生活困窮者自立支援制度にもとづく支援会議を設置し、支援に繋がっていない支援者の早期発見や早期支援、関係機関との関係構築を行い、市全体で対応できる体制作りに向け動いている ・障がい者地域支援センターにおいて、障がいのある人や家族の相談に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助に努めた ・自殺念慮に至る方々に対する相談支援体制を充実させるとともに、ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対策に取り組んだ ・精神保健福祉士による専門的な相談対応を行い、精神障がい者に対し、相談支援サービスの向上を図った ・身体障がい者当事者相談員・知的障がい者相談員を設置 ・地域包括支援センターの圏域を4圏域から5圏域へ変更し、コミュニティソーシャルワーカーも同様に5名に増員し体制を強化 ・発達に課題を抱える子どもの個々の特性を把握して、細やかな支援を実施 ・産後ケア事業の対象者をR6より「産後ケアを必要とする者」と拡充して実施 ・専門性を高めた教育相談員の配置や関係機関との連携が進んでいる <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援会議の意義や役割が十分に浸透していない ・教育相談への相談件数増加により、相談希望の連絡を受けてから初回面談までに時間を要している 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・R7よりひきこもり相談窓口を社協へ設置し、市民向け窓口を明確化 ・多機関協働会議を通じた分野を問わない包括的支援体制の構築 ・学校と密に連携し、教育現場と一体となった生徒・保護者支援

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
③多機関協働のネットワークをつくる	地域ケア会議推進事業 児童家庭相談事業 地域福祉推進事業 子どもの貧困対策 コミュニティソーシャルワーカー設置事業	<p>各分野における会議体を中心とした多機関協働のネットワークはできている。ネットワークを活用した役割分担については、今後の課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働による地域ケア会議を開催し、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進 ・要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、庁内会議、実務者会議、運営会議、個別ケース会議、合同ケース会議を開催 ・制度の狭間を広く扱うことができる会議体としてR5に多機関協働会議を発足 ・池田市子どもの貧困対策連絡会議を開催し、庁内連携体制の構築及び情報の共有を図った(課題) ・関係機関の役割分担 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画、こども計画等の各種計画に基づき施策の推進に努める。 ・各会議体において、各関係機関の役割の整理と相互理解、共通認識の醸成に向け取り組みを続け、一体的及び包括的に継続支援が行えるよう連携体制を維持強化する ・消防・警察とも連携し、孤立しない相談体制を整備 ・地域づくりや包括的支援体制づくりの方針を打ち出せるよう取り組む
④身近な地域で生活課題を把握するための仕組みをつくる	地域コミュニティ推進協議会強化事業 地域分権推進事業 人権擁護団体補助事業 社会福祉協議会補助事業 コミュニティソーシャルワーカー設置事業 民生委員児童委員事務事業 障がい者地域支援センター運営事業 教育コミュニティづくり推進事業 学校支援体制構築事業	<p>民生委員・地区福祉委員をはじめとする地域住民が他の住民の抱える生活課題に応じて、必要な情報を提供し、適切な相談先や支援につなぐことができる仕組みがあり、専門機関による相談援助も行われている。一方で、複合化・多様化した生活課題への対応は難しい面もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ推進協議会による住民座談会が複数の地域で開催され、連携体制の強化につながっている ・広報誌へ「地域分権レポート」を掲載、地域分権発表会や制度説明会を開催し、地域分権制度の認知度向上を図った ・全11地区福祉委員会で見守り声掛け活動やサロンなどの居場所づくりを実施。地域で相談を受け止め、必要な相談窓口につなぐ取り組みを推進 ・地域ネットワーク会議・民生委員児童委員協議会定例会・地区福祉委員会定例会やサロンへコミュニティソーシャルワーカーが出席し、役割説明や、事例共有、支援依頼などを行い、連携を図った ・身体障がい者当事者相談員・知的障がい者相談員を設置 ・障がい者地域支援センターにおいて、障がいのある人や家族の相談に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助に努めた ・教育コミュニティづくり推進連絡会や教育コミュニティ研修の開催を通じて、学校・家庭・地域の連携・協働の促進を図った ・学校からの情報収集と連携機関との情報共有により、支援を必要とする家庭の早期発見と早期のサポート開始につながった(課題) <p>地域コミュニティ推進協議会会員数が横ばいの状況 複合化した様々な福祉課題の解決にあたり、既存の体制では民生委員等の支援者が苦慮するケースもみられる 生活課題が多様化しているため、学校での家庭状況に応じた適切な支援が必要</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの推進における「地域活動発表会」の継続的な実施や、若年層参画へのアプローチ ・民生委員児童委員が地域での連携を推進するためのネットワークづくり ・当事者相談員の設置による地域における障がい者（児）とその家族の日常生活に関する相談支援 ・各学園でふれあい事業等を継続実施することにより、人づくり、つながりづくり、地域づくりの取り組みを推進するとともに、子どもを中心として、学校・家庭・地域の協働による教育力の向上を図る ・学校や関係機関の役割を明確化し、継続的かつ多角的な支援体制を構築する
⑤分野横断型の各種福祉制度・サービスの推進	包括的支援事業（地域包括支援センター） 高齢者緊急通報装置設置事業 地域福祉推進事業 生活困窮者自立相談支援事業 障がい児通所支援事業 発達支援システム推進事業 妊娠・出産支援事業（産前・産後サポート事業、産後ケア事業） 障がい者地域支援センター運営事業	<p>各種サービスの充実は図られており、多職種の連携も行われている。既存の各種福祉制度やサービスの柔軟な組み合わせや強化、複雑化・複合化した課題に対応するための横断的な体制づくりは今後の課題となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主治医、介護支援専門員との多職種協働と地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントの実現に向けた後方支援を行った ・消防との連携につながっている高齢者緊急通報装置設置事業について、R5より従来の固定型装置に加えて、携帯型装置及びセンサーを導入したことにより、さらに幅広い手段を用いて在宅高齢者の安全面をサポートした ・制度の狭間や複雑化・複合化した課題について検討する多機関協働会議をR5に発足した ・生活困窮者の相談支援をワンストップで実施し、複合的な課題を有する生活困窮者に継続的な支援を行っている ・障がい児通所支援事業所数の増加により、子ども個々の特性に応じた事業所の選択が一定可能な状況となっている ・いけだつながりシートIkeda_sを活用している関係部署から聞き取りを実施し、Ikeda_sの一層の活用について検討(課題) ・一部において、サービスの柔軟な組み合わせや強化、横断的な体制づくりには至っていない ・R6年度目標値に対し、緊急通報装置利用者の実績値が下回っていることから今後も周知活動が必要 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・分野横断的な体制づくりにおいても多機関協働会議を活用 ・分野横断型のサービスとして、広報誌やHP,出前講義などにより周知活動を継続し利用者の増加につなげる ・生活困窮者自立支援事業について、今後の相談支援員の育成と更なる実施体制の検討・構築 ・Ikeda_sの利活用にあたっての抜本的な見直し

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

取組2 参加支援体制の構築

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
<p>①相談支援と参加支援をつなぐプラットフォームをつくる</p>	<p>共生のまちいけだプラットフォーム【社協】 地域福祉推進事業 こども食堂開設支援事業 池田子どもの居場所づくり推進事業 適応指導事業 NPO連携教育相談等支援事業 社会福祉協議会補助事業 コミュニティソーシャルワーカー設置事業</p>	<p>既存の事業では対応できない狭間の領域に対応する支援メニュー創出のため、さまざまな主体が協議に参加できるプラットフォームが生まれ、参加支援を考える場として活用されており、教育現場においては課題を抱える生徒への対応が着手されている。各分野において人員確保は課題となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協にて、R5より共生のまちいけだプラットフォーム事業として、市域で開催する「全体会プラットフォーム」と、校区で開催する「小地域プラットフォーム」に取り組み、全体会は、「子どもの育ち・はぐくみ」のテーマで3プロジェクトを進行。親子交流イベント2回、地域の学校の保護者が共に学ぶセミナー1回、不登校関連情報のまとめサイト公開を開設した ・こども食堂数や利用者数は増加しており、子どもの居場所づくりの推進を図った ・キッズランドのほか市内各所の公園等におけるプレイパークの実施を通じて、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進した ・適応指導教室に通室する児童生徒の復帰支援が進み、学校生活への適応力を高める成果が見られた ・不登校児童・生徒の個々の状況に応じた居場所づくりや多様な学習機会の提供が進み、自己肯定感の向上や学習意欲の回復といった成果が見られた <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内各課を越えての多機関協働や体制構築までには至っていない ・子ども食堂については、ボランティア不足と物価の高騰による運営費の増加が今後の課題である ・適応指導事業において社会的自立への意欲を育む継続的な支援が必要 ・不登校児童・生徒の居場所づくりや多様な学習機会の提供利用者の多様なニーズに応えるための人員確保 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども以外のさまざまなテーマのプラットフォームを定期的で開催していく ・庁内各課を越えての多機関協働や体制構築までには至っていない ・こども食堂の開設及び運営に要する費用の一部を補助を含め、子どもの居場所づくりの推進を図る ・在籍校と適応指導教室が密に連携し、復帰後も生徒の状況に応じた継続的な支援体制を構築する。また、社会的自立に向けた目標設定を個別に行い、主体的に活動できる力を育成していく ・児童・生徒一人ひとりの特性や関心に応じた多様な選択肢を提示し、自己肯定感を育みながら社会的自立を促すため関係機関との緊密な情報共有と役割分担を徹底し、切れ目のない支援体制を構築していく
<p>②ニーズを踏まえた丁寧なマッチング体制をつくる</p>	<p>地域就労支援事業 地域福祉推進事業 生活困窮者自立相談支援事業 生活保護給付・自立支援事業（自立支援事業分） 聴覚障がい者等支援事業 障がい者支援施設運営補助事業 重度障がい者等就労支援特別事業 相談窓口の充実【社協】</p>	<p>既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、ニーズ把握に努め、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整により新たな事業も創出されており、多様な社会参加の実現が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しごと相談・支援センターを運営し、就労支援コーディネーターによる相談、制度周知などを実施 ・制度の狭間にある個別ニーズに対応するため、関係機関と良好な関係を築きながらニーズ把握に努め、多様な社会参加を推進している ・聴覚・言語障がい者が安心して日常生活を送れるようコミュニケーションの円滑化及び社会参加の促進を行った（手話通訳利用者数R5:8人、R6:9人） ・市内障がい者通所施設に対する補助金交付により日中活動の場を確保（R5:37人、R6:37人） ・社会参加の入口として、社協にて認知症に関する勉強会（年7回）、認知症当事者会「いけだ倶楽部」、発達障がい当事者の集い「amicafe」などで楽しみながら参加できる機会を作り、見守りをしている。また、「居場所つむぎ」「しごと・地域体験事業」にて社会参加の機会を提供。相談のハードルを下げて次の支援へ移行できる関係を築いている <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人や世帯が抱える困りごとやニーズ把握の手法及び複雑化する課題への対応 重度障がい者等の就労支援については対象者の掘り起こしが必要（利用者数:2か年で1人） 	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・しごと相談・支援センターの運営により、就労支援コーディネーターによる相談、制度周知などを継続する ・各機関で把握された困りごとやニーズについて共有し、どのような対応が可能かを検討していく。地域福祉計画改定に向けた市民アンケートでニーズ把握に努める ・重度障がい者等就労支援において、市HP等で事業の周知を継続し、相談支援事業所等の関係機関へ情報提供を行う ・障がい種別を問わず誰もが参加できる当事者会の検討。引き続き窓口にて丁寧に話を聞き、地域の社会資源の収集に努め、参加支援の調整を行う

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
<p>③対象者の課題に応じたメニューの整備</p>	<p>就労準備事業 障がい者支援施設運営補助事業 母子・父子自立支援プログラム事業 いけだ参加支援プロジェクト(仮)【社協】 居場所つむぎ【社協】 しごと・ちいき体験事業【社協】 当事者の組織化【社協】 多様な社会参加の機会の創出【社協】</p>	<p>一人ひとりに合ったきめ細かな支援をするため、就労支援事業の周知と、社協にてさまざまな関係者が参加し協議するプラットフォームを立ち上げ、多様な社会参加の場の発見・開発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年度官民連携モデル事業にて周知を行い、広報誌やHPやSNSへの掲載により、就労準備支援事業への参加人数が増加 ・ひとり親家庭の自立を促進するため対象者と面接し生活・子育てや求職活動などの状況、阻害要因を把握・検討し、相談者に必要な支援を行った ・施設での身体機能や生活能力訓練、就労などに必要な訓練に係る障がい福祉サービスの給付費を給付し雇用及び自立の促進を図った(延利用者数 R5:4,091人 R6:4,241人) ・プラットフォームで親子の孤立を防ぐため早期に人や情報とつながることができるよう居場所「子育て応援ふらっとCafé」を開催(R6:2回) ・誰でも参加できる居場所として「居場所つむぎ」を毎月開催(R5:11回56人、R6:13回101人)し、年1回就労相談会も開催している。参加者は増加傾向で、ひきこもりなど個別相談につながったケースがある ・認知症当事者会「いけだ倶楽部」(6回/年、参加者数4～5人/回)、発達障がい当事者の集い「amicafe」(2回/年、参加者数4～5人/回)。R5小学校に通う不登校児の保護者の会「ボラリス」、R6義務教育終了後の子を持つ保護者の会「カラーバレット」が組織化。当事者が安心して語り合い、相談しやすい環境を生んでいる ・職業体験・地域活動体験の場を提供(協力施設数R5:7団体、R6:8団体。利用者数R5:1人、R6:1人) ・全体会プラットフォームでは、子育てをテーマに多団体が集い交流することで、多様な社会参加の場を発見・開発することができた。乳幼児検診時に親子交流イベント、地域・学校・保護者が共に学ぶ起立性調節障害セミナーを開催し、既存のサイト内にプラットフォーム参加者団体紹介や不登校の情報をまとめたページを設けた 	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備事業について、商工会議所等を通じ、企業へ周知を行っていく ・個々のひとり親家庭の状況及びニーズに基づいたきめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施していく ・しごと・ちいき体験への参加が難しい方に向けてR7より内職作業体験を開設。居場所つむぎ、しごと・ちいき体験事業を含め、社会体験が乏しい方々の参加支援の場の開発に取り組む ・当事者が互いの不安を話せるような場を提供する工夫、障がい種別を問わず誰もが参加できる当事者会の開催、当事者組織をとおして地域社会の理解が醸成される働きかけの検討 ・全体会プラットフォームにて子育て以外の参加支援の場の発見・開発

取組3 権利擁護の仕組みづくり

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
<p>①権利擁護支援や成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)</p>	<p>市民後見人養成事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度事業 日常生活自立支援事業【社協】 法人後見受任の検討【社協】</p>	<p>迅速な市長申立の実施や後見人への報酬助成、日常生活自立支援事業を実施し、認知症や障がい等により判断能力の十分でない人が、尊厳ある生活を継続できるように支援した。権利擁護のネットワークづくりや法人後見等の体制整備に関しては今後の課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の担い手確保として市民後見人養成講座を実施し2か年で計5名が受講し、バンク登録者計8名となった ・高齢者について、迅速な市長申立の実施や後見人への報酬助成を実施し、成年後見制度利用促進に寄与した(市長申立R5:3件、R6:3件、報酬助成R5:5件、R6:3件)また、障がい者についても権利や財産の擁護を図った(利用者数R5:2人、R6:5人) ・日常生活自立支援事業は、新規契約(R5・R6:各6件)、契約者の成年後見制度への移行支援(R5・R6:各3件)。民生委員児童委員定例会で年1回、R7はケアマネジャー連絡会にて周知活動実施。広報誌「いけだの社協」で年1回記事掲載。権利擁護セミナーを市民・関係者向けに開催、成年後見制度の啓発活動を行った(R5・R6:各1回)(課題) ・市の成年後見申立事例は困難事例が大半であり、市民後見人の受任ケースを担う機会を作ることが困難。市民後見人の活躍の場の提供が求められている ・地域連携ネットワークの体制整備及び中核機関は未実施 ・現状で法人後見受任に向けた検討は行っていない 	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の一環として、引き続き、大阪府社会福祉協議会への業務委託を行い、市民後見人の養成に努めるとともに市独自の研修の実施回数の増加やオンライン研修の実施について検討するとともに、市民後見人の活躍の場の提供を検討していく ・職員の知識向上や広域的な支援体制の構築も視野に入れた関係機関とのネットワークづくりの検討 ・法人後見を受任している他市町村の社協から情報収集を行う

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
②再犯防止に向けた取組 (再犯防止推進計画)	社会福祉団体活動補助事業 生活困窮者自立相談支援事業 生活保護給付・自立支援事業（自立支援事業分） 相談窓口での対応【社協】	犯罪や非行の繰り返しを防ぐ取組を継続し、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現をめざす取組を行った。 ・池田地区保護司会・池田市更生保護女性会へ助成することで更生保護や再犯防止の推進に寄与 ・生活困窮者へ一時生活支援（居住支援）や就労支援を行った ・生活保護給付・自立支援事業として住居がない方に対して住宅扶助を支給し、生活の安定を図った ・窃盗癖・軽犯罪の相談支援ケースについて保護司・保健所・市関係者と、情報共有・連携しながら対応（課題） ・再犯防止についての取り組みや、刑法犯者の現状や社会資源の知識について共有が必要	B	・再犯防止の研修に参加し、相談支援者としてのスキル向上により支援体制を整え、再犯防止に向けた仕組みを作っていく ・地域で孤立することなく、自立した生活が送れるよう、地域や関係者向けの研修を開催する
③高齢者、障がい者、子ども等の虐待防止の取組	要援護高齢者支援事業 権利擁護事業 妊娠・出産支援事業（産前・産後サポート事業、産後ケア事業） 児童家庭相談事業 児童虐待発生予防事業 母子保健指導及びフォロー事業 学校支援体制構築事業 相談窓口での対応【社協】 地区福祉委員会【社協】	関係機関等が連携・協力するプラットフォームの活用や虐待防止に向けた啓発を行い、虐待の早期発見・早期対応により、さまざまな虐待から当事者を守る体制を強化した。虐待を行った人が抱えている課題にも着目した支援のあり方は今後の検討課題。 ・虐待等により在宅生活が困難となっている高齢者に対する支援の一環として、R4に要援護高齢者緊急ショートステイ事業実施要綱を定め、地域支援課、地域包括支援センター等と連携し、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの一時的な入所に繋げた（契約事業所数 養護老人ホーム：3事業所（箕面市・豊中市・摂津市）、特別養護老人ホーム：5事業所（全て池田市））（入所人数R5:3名（全て養護老人ホーム）、R6:2名（養護老人ホーム1名、特別養護老人ホーム1名）） ・産後ケア事業は、R6より対象者を「産後ケアを必要とする者」と拡充し、利用者は増加 ・R6のこども家庭センター化により、母子保健との連携を一層推進し、要保護児童及び要支援児童等の早期発見・早期対応に取り組んでいる ・11月の児童虐待防止推進月間にタペストリー及びのぼりの掲示、職員へのオレンジリボン配布等を行い周知活動に取り組んだ。また親支援プログラムを継続的に実施した。親支援プログラム延参加者数（R5:358人、R6:284人） ・地区担当保健師を軸とし、電話、面接、訪問にて対応 ・学校と関係機関の連携強化により、虐待や暴力の早期発見、早期対応につながっている ・市と基幹相談支援センターが連携し、障がいのある人や家族の相談に応じて、権利擁護のための援助に努めた ・相談の中で虐待の可能性を感じたら、各機関へつないで対応（課題） ・施設の空き状況によっては緊急受け入れが出来ない可能性がある ・虐待者の抱える課題に着目するが、解決は難しい ・教職員の意識向上が課題であり、専門的な知識や対応スキルを向上するための研修をしていく必要がある ・全地区福祉委員会の見守り声掛け活動や居場所づくりが高齢者中心となっている	B	・高齢者虐待のケースは増加傾向にあるため関係各所と連携し対応に努め、場合によっては、契約事業所との諸室契約や契約事業所の拡大も検討する ・児童虐待防止を推進するため、効果的な方法を工夫・検討しながら、様々関係機関と連携し、啓発活動を強化 ・虐待の早期発見・対応により被害者を守りつつ、加害者への支援も視野に入れた総合的な対策を検討していく ・地区福祉委員や民生委員児童委員とネットワーク会議等で情報交換し、早期発見につながる機会を設けるとともに、職員の虐待に対する理解をより深める ・地区福祉委員会の見守りの対象を障がい者や子どもにも広げ、世代を問わず孤立や虐待の兆しに早期に気づける体制づくりを進める
④消費者被害の防止	消費者相談事業 消費者啓発保護事業 相談窓口での対応【社協】 地区福祉委員会【社協】	消費者被害を防止するため、相談支援、あっせんを行うとともに、消費者に対する教育や情報提供による啓発を行い、相談支援も行った。 ・消費生活センターを運営し、消費生活コンサルタントによる相談、あっせんなどを実施した ・詐欺などの相談があれば、消費生活センター、司法書士と連携を図り、情報提供と解決に向け動いている ・地域のサロンやイベントにおいて、地域包括支援センターや警察による啓発活動を定期的実施。要支援者には、声掛けも行っている	A	・消費生活センターを運営し、消費生活コンサルタントによる相談、あっせんなどを継続実施 ・R7は啓発活動として銀行にて市民向け講座を開催予定。消費生活センターと連携し、被害の未然防止に努め、個別で声掛けも行っていく

基本目標 2 つながり支え合う地域づくり（活動指標）

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

取組 1 身近な地域における福祉活動の活性化

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
①地区福祉委員会活動と小地域ネットワーク活動の推進	社会福祉協議会補助事業 小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会）【社協】	<p>身近な生活圏（おおむね小学校区）における住民の助け合いを推進するため、地区福祉委員会活動や小地域ネットワーク活動において、地域のサロンや居場所づくり、個別の見守り・声かけ体制は整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付により、社会福祉協議会が行う地区福祉委員会活動や小地域ネットワーク活動において、地域住民による助け合い活動を展開するとともに地域における福祉の啓発と福祉のまちづくりの推進を支援した ・見守りやサロンでの日常的な声かけが行われ、見守りの重要性が共有されている地区もある（課題） ・活動が浸透していない地区では、「小ネット活動」としての意識や意義の共有が不十分で、声かけの先につながる支援や関係づくりが進んでおらず、気になる方の情報共有や個別援助への対応が不足 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・活動が定着している地区については、見守りの対象を高齢者だけでなく若者にも広げながら、継続して取り組む ・定着が十分でない地区には、小地域ネットワーク活動の目的を引き続き丁寧な伝え、理解と実践の促進を図る
②全世代型の居場所・集いの場づくり	市民活動交流センター管理事業 社会福祉協議会補助事業 地域子育て支援拠点事業 保健福祉総合センター管理運営事業 水月児童文化センター管理運営事業 五月山児童文化センター管理運営事業 小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会）【社協】	<p>活動拠点の整備に加え、対象者のニーズや主体性を考慮した行事開催を行い、居場所・集いの場づくりを推進した。既にある居場所の対象拡大、人材の不足が課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動交流センターの2階スペース（フリースペース及びキッズスペース）の利用者はR5年度が9,605人、R6年度が13,515人と年々増加傾向にある ・地域子育て支援拠点事業にて保護者のニーズに基づいた講習会やイベント等を実施したり、地域の子育て支援のネットワークや情報誌・HP等で取組を周知し利用促進を図った ・保健福祉総合センターは多くの団体の地域活動の場所であり、地域福祉に関する各種資料の提供・情報発信を行うなど、地域福祉の拠点としての機能を果たしている。シニア向けスマートフォン体験講座や健康講座など住民向けに幅広い教養講座が開催されている ・水月児童文化センターは、子どもが主体的に育つ施設をめざし、様々な世代が参加できるクラブ活動や行事等の開催に加え、子どもたちが自ら施設行事を企画・運営する取り組みを実施した ・プラネタリウムの投映と科学・自然の面白さを取り入れた行事を企画・実施し、地域の子育て支援の拠点として、乳幼児と保護者向けの行事も実施 ・サロン活動は全地区で実施されており、さらに「つながり・支え合い事業」として世代間交流も定期的に行われている地区がある（R5:5カ所、R6:6カ所）（課題） ・サロン活動の参加者が高齢者に偏っている。また、開催にあたっては地区福祉委員会の負担や人材不足により、実施が難しい地区もある 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館施設にて、利用者の利便性向上を目的としたオンラインによる貸室予約の開始 ・地域の子育て支援として、子育て親子間の交流を深める取組等の実施。利用促進を図るため、施設の新設や適正な配置、事業の在り方の検討 ・地域福祉活動の拠点として各種企画の推進及び住民の意見を取り入れた保健福祉総合センターの効率的な運営 ・学校以外で子どもたちが安心して過ごすことができる居場所として、児童文化センターの事業内容の更なる充実 ・地域のサロン活動は今後も継続し、世代間交流については、学校や子ども食堂などを通じて若年層との接点を広げるとともに、外国人や障がいのある方など、世代や属性に関わらず多様な住民が参加しやすい場づくりを進め、地区福祉委員会の存在を幅広い層に周知する機会とする

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
③見守り・支え合い活動の推進	見守りホットライン設置事業 民生委員児童委員事務事業 老人クラブ補助事業 子ども安全対策事業 子育て応援隊 小地域ネットワーク活動推進事業（地区福祉委員会）【社協】	<p>世代や属性を問わず、生活課題を抱えた住民を支えるための身近な圏域でのネットワークづくりを推進した。取組の周知や理解促進及び人材の確保が課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関（市内部各課、地域包括支援センター、警察、救急等）と連携を行い、迅速かつ適切な安否確認を行うことができた。併せて行政内部での情報共有を行うため、一覧表を作成し、逐次情報を確認できるようにした（見守りホットライン対応数R5:12件（生存:8件/死亡:4件）、R6:20件（生存:17件/死亡:3件））（協定締結事業所数32事業所（R7年3月末時点）） 市と民生委員児童委員の連携事業である高齢者安否確認、長寿祝金配布などで地域の実情を把握し、民生委員等の認知度向上のため毎月のBCG接種時や就学前健診時等にてPR活動を実施 友愛クラブ連合会や単位老人クラブに補助金を交付し、円滑なクラブへの加入促進活動や地域の高齢者宅への見守り・訪問活動等につなげた 登下校見守りシステムの活用と防犯ブザーの配付により、児童の安全意識が向上し、保護者の安心感が高まった。保護者や地域住民に対して、見守りアプリの新規登録の協力を呼びかけ、登録者数を増やしていく必要がある 地域のボランティア隊員が交通量の多い交差点に立ち、市民が安全で安心して子育てができるよう見守った 地区福祉委員会では見守りやサロンでの日常的な声かけが行われ、関係機関と協働し支援につながった事例がある（課題） 関係機関の連携は既存のネットワークの範囲で留まっている点や地域への周知が継続的な課題 多様化するニーズへの対応するための民生委員の役割の認知度の向上 高齢者数に対して老人クラブ加入者数が少ない 子育て応援隊隊員の高齢化 「小ネット活動」の個別援助活動に未着手の地区がある 	B	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した安否確認対象者の見守り実施。必要に応じ、市民への見守りホットラインへの周知や市内事業所との協定書の締結 既存のHP等によるデジタル的な観点からの民生委員PR活動の検討 地域のボランティア隊員が、子ども・子育てを見守り、気づいたこと・感じたことを池田市に連絡、報告、提言を行い、地域社会全体で子育て家庭を支えることができる社会的風土の醸成と子どもの健全な育成 小ネット活動が定着している地区については、見守りの対象を高齢者だけでなく若者にも広げながら、今後も継続して取り組む。定着が十分でない地区には、小地域ネットワーク活動の目的を引き続き丁寧に伝え、理解と実践の促進を図る
④各種生活支援サービスの活性化と創出	生活支援体制整備事業 ファミリーサポートセンター運営事業 有償協力員派遣事業（にじの会）【社協】	<p>地域住民が、地域で生じているさまざまな地域生活課題に気づき、解決のあり方について検討し、生活支援のための活動を展開していけるよう支援し、支え合いの地域づくりへと展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター及び協議体にて地域資源や地域ニーズの把握とサービスの充実を図り、池田市地域支えあい推進協議体委員会を開催（年1回）。コーディネーター担当者会議開催（R5:7回、R6:9回）。地域高齢者見守りのしくみづくりとして、池田市わんわんパトロール（登録者数R5:92名、R6:39名）実施。地域互助立ち上げ支援1件実施（R5:地域支え合いガイド発行 わんわんパトロール事業開始）（R6:地域支え合いガイド更新 わんわんパトロール登録者に対して認知症サポーター養成講座を実施） ファミリーサポート会員向けの講習会の実施、子ども未来課の健診でファミリーサポート会員募集のチラシ配布。また情報交換や意見交換を行う場として交流会を開催。広報誌「いけだの社協」や市子育て応援サイト「kodomotolいけだ」に掲載。R5年度入会者は依頼89人、援助4人、両方4人、R6年度は依頼74人、援助7人、両方5人となった。R6年度の依頼102件中、101件で援助会員を調整。 チラシ配布や社協広報誌（年1回掲載）にてにじの会活動を周知し、新規登録は、R5:利用会員29人、協力会員8人、R6:利用会員20人、協力会員10人。また、シルバー人材センターへ出向き、お互いの活動状況について共有した 	B	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターを中心とした地域とのつながりの強化や地域の担い手確保、育成に取り組むとともに、他市事例等も参考にしながら、地域で支え合いながら課題を解決できる体制の構築を推進 具体的には、福祉相談・個別ケースから地域生活課題の把握や新たな社会資源の創設・地域づくりに向けた取り組みを行い、買い物困難な方へ企業と連携した移動販売や移動手段の確保の取り組みを継続 ファミリーサポートセンター運営事業においては、児童福祉法に基づく事業として引き続き実施し、安定的な活動に向けて援助者の確保、広報啓発活動、講習会・交流会を実施する 具体的には、ボランティア講座等での事業周知・登録呼びかけやHPの充実による周知・啓発を行い、ファミリーサポート援助会員の増員に取り組む にじの会で対応が難しい依頼は、シルバー人材センターや他事業者と連携しながら対応していくとともに、住民ニーズを把握していく

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
<p>⑤多様な主体による地域福祉推進</p>	<p>総合福祉施策推進事業 コミュニティソーシャルワーカー設置事業 民生委員児童委員事務事業 社会福祉団体活動補助事業 地区福祉委員会の活動支援【社協】 ボランティアの育成【社協】 社会福祉施設連絡会【社協】</p>	<p>複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、多様な主体と連携して地域福祉を推進した。より多くの主体と連携した支援の実施や活動の広がり促進が課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合福祉施策推進審議会は、必要に応じて開催するよう運用の見直しを行った コミュニティソーシャルワーカーが、関係機関や市民等多様な主体と連携し、生活課題の解決に取り組んだ 民生委員児童委員は行政との連携事業（高齢者安否確認、長寿祝金配布）を通じて地域住民の実態把握・見守りを行うとともに、地域包括支援センターとの連携強化やふれあいサロンへの参加等で多様化する課題共有の機会を設けた 保護司会を中心に各団体が連携し、更生保護や再犯防止の推進を行った 地区福祉委員会の活動では、若者や多世代が参加できる場づくりに向けて、小学校と一緒に多世代交流を行う地区や、大学生が開く子ども食堂に地区福祉委員会が協力する取り組みも見られる。障がいのある人の居場所づくりを進める地区や、地域コミュニティ推進協議会と協力して活動する地区もあり、地区福祉委員会の枠を超えて多様な世代・立場とのつながりが生まれている ボランティア講座を開催（R5：6種60回、R6：6種81回）し、市内5福祉施設協力のもと、R6から夏休み期間のボランティア体験プログラムを実施。社協広報誌・HP・Facebookでの周知の他、登録ボランティアへメール配信、スーパー等へチラシ配架など情報発信を随時行った 社会福祉施設連絡会と地域との交流会を1回開催。施設と地域住民との意見交換を行い、地域課題の把握や協働について情報を共有。R5には社会福祉施設の地域貢献についてリストを作成し、関係機関などに配布した（課題） 個人情報提供できないケース（本人同意が得られない場合や緊急性がない場合等）で、民生委員が支援に入れないケースがある 地区福祉委員会の枠を超えた活動の取り組みが一部に限られている 	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の実用的な在り方について検討を継続し、新たな委員の追加等を行う R7に民生委員児童委員の一斉改選があるため、新任委員へ、既存の会議体を用いて、情報共有を行う。行政との連携事業を通じて地域住民の実態把握を継続的にを行い、関係機関における要援護者の共有のルール作りの必要性も含めて検討していく 地区福祉委員会活動において、多世代が関わる活動が一過性のものにならないよう、活動後もゆるやかなつながりが続く仕掛けや関係づくりを意識して取り組んでいく。地域コミュニティ推進協議会や学校、大学生などと協力しながら、地区福祉委員会が地域の多様な人々と継続的に関わられるような機会を広げていく より多くの住民が、ボランティア活動の理解を深め、参加できるよう、各種養成講座の実施及び広報誌・ホームページ・SNSなどを活用した情報発信を継続 社会福祉施設連絡会会員施設と地域住民が顔の見える関係性が構築できるよう、引き続き地域交流会を実施し、施設の役割や機能を発信。また地域課題の解決につながるよう地域共生社会実現に向けた研修会を開催

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

取組2 当事者のつながりづくりと活動の支援

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
①相談支援から当事者のつながりづくり	産前・産後サポート事業 当事者のつながりづくりのための情報提供や活動の支援【各課】 相談支援から当事者のつながりづくり【社協】	相談支援を通じて把握した同じ地域生活課題を抱える人同士のつながりづくりを推進した。多様な当事者に応じた場づくりの展開が今後必要。 <ul style="list-style-type: none"> 産前・産後サポート事業においては、交流会、相談会の参加者が増加（R5:219人、R6:250人） 相談支援時にイベント等を案内することで当事者同士のつながりを育んだ オレンジカフェの開催（参加者R5:234人、R6:202人） コミュニティソーシャルワーカーの取り組みの中で関わった不登校傾向・ひきこもりの子を持つ親から同じような課題を抱えた方々の親の会をつくりたいとの相談があり、当事者との話し合いを重ね、当事者組織化につなげた。 （課題） <ul style="list-style-type: none"> 認知症・発達障がい・不登校分野の取り組みから、多様な当事者に応じた場づくりの展開 	B	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな立場や課題を抱える当事者に目を向け、幅広い声を拾いながら、安心して語り合える場づくりを進めていく 相談の中から生まれる当事者の思いやつながりを大切に、地域の中に多様な当事者が交流・支え合える仕組みを広げていく
②同じ課題を抱えた人同士の組織化	認知症施策推進事業 障がい者社会参加促進事業 当事者の組織化【社協】	地域生活課題が複雑化・複合化し、新たな課題がでてきている状況を背景に、同じ課題を抱えた人やその家族が主体的に組織化を行うことを支援。当事者同士の助け合いが生まれている。 <ul style="list-style-type: none"> オレンジカフェの開催（参加者R5:234人、R6:202人） 障がい者が参加しやすい視点から、障がい者団体へのレクリエーション企画の委託や、障がい者自らが制作した美術作品の展示などを実施（参加者数 R5：157人、R6：161人） 認知症当事者会「いけだ倶楽部」（6回/年、参加者数4～5人/回）、発達障がい当事者の集い「amicafe」（2回/年、参加者数4～5人/回）。R5に小学校に通う不登校児の保護者の会「ボラリス」、R6に義務教育終了後の子を持つ保護者の会「カラーパレット」が組織化。当事者が安心して語り合い、相談しやすい環境を生んでいる （課題） <ul style="list-style-type: none"> 行政主導となっており、主体的な組織として展開していける機運にはない取り組みもある 	A	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体へのレクリエーション企画の委託や、障がい者自らが制作した美術作品の展示などを実施し、社会参加の促進を継続 障がい種別を問わず誰もが参加できる当事者会が開催できるよう側面的支援を行う。結成された当事者組織をととして、地域社会の理解が醸成されるよう働きかける

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

取組3 地域を基盤とした防災活動の推進

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
①避難行動要支援者に対する避難支援への取組	地域防災計画推進事業 防災対策事業 地区福祉委員会【社協】	<p>避難行動要支援者名簿の普及啓発をはじめ、地域における災害時の支援体制の構築に着手しているが、多様な主体の連携による防災活動の推進が十分ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年12月に池田市業務継続計画を改訂し、災害時における業務継続に関する重要6項目についてブラッシュアップを行った。特に非常時優先業務の整理については着手始期を発災時より最短3時間以内から最長1か月以内に振り分け、市の各部局の応急対策業務について内容の吟味・着手時期の見直しを行った ・危機管理部局と福祉部局と連携しながら、自主防災組織を中心に、避難行動要支援者の見守り活動、個別避難計画の作成を進めている。現時点で、個別避難確保計画の作成率は約5.6% ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は100%を維持しており、池田市消防と連携し、避難訓練を実施（課題） ・地区福祉委員会では要配慮者に対する見守りを日常的に行っているが、避難行動要支援者名簿との突合や個別支援計画の策定が進んでおらず、連携しての体制整備には至っていない 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・特に避難行動要支援者を中心とした被災者に対する切れ目のないケアを行えるよう、引き続き地域防災計画の内容を吟味する ・地域避難支援協議会の新規設立を進めることにより、避難行動要支援者の見守り活動と個別避難計画の作成を行い、作成率の向上に努める ・社協として、行政や自主防災組織に個別支援計画の策定を促し、体制整備に協力する
②要配慮者施設の避難体制の強化に向けた取組	防災対策事業 高齢者災害対策事業 障がい者災害対策事業 社会福祉施設連絡会【社協】 保健福祉総合センターの福祉避難所体制整備	<p>大規模災害時、指定一般避難所での共同生活を続けることが困難な要配慮者が避難するために開設される指定福祉避難所について、開設のための設備の充実と従事する職員の訓練までには至っていない。スムーズな避難所開設及び要配慮者が安心して避難することのできる体制推進が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定福祉避難所の指定に伴い、非常用電源や自家発電装置の所在やスペックについて、池田市保健福祉総合センターおよび中央公民館の設備について確認 ・危機管理課開催の「避難行動要支援者に係る個別避難計画作成を促進するための検討会議」で庁内各部署と避難行動要支援者に係る情報共有等を行った ・年1回社会福祉協議会災害ボランティアセンター設置運営訓練に社会福祉施設連絡会会員施設が参加、防災意識向上と災害時に支援が円滑化できるよう努めた ・社協では初動対応用に日本赤十字社池田市地区の事業で備蓄品を購入保管しており、緊急時には食料や水を配給する。避難が長引く場合は、市と社協で連携しながら状況に合わせた対応をとる（課題） <p>福祉避難所の開設について関係課間で協議は行ったが、具体には進展していない状況</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・指定福祉避難所への避難者は多岐にわたり、どのような方を受け入れるかによって求められる設備が異なることから、民間施設との協定締結を中心とした協力施設の確保に努める ・防災DXの一環として池田市保健福祉総合センターおよび中央公民館へのWifi環境の整備を検討 ・危機管理部局と福祉部局の役割の明確化 ・災害時の避難行動支援が円滑に行われるよう福祉施設の避難所協定の締結に取り組む。
③災害ボランティアセンターの設置運営	防災対策事業 災害ボランティアセンターの設置運営【社協】 災害ボランティアセンターの運営支援協定締結【社協】	<p>大規模災害等の緊急時において、より多くの他団体と連携して対応できるよう、平常時から災害ボランティアセンターと他団体との協力体制を構築しつつある。新規締結や一層の連携が課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター設置運営訓練を年1回開催。ボランティアグループ・地区福祉委員会・市内福祉施設・支援協定団体・行政等が参加 ・市内企業において、災害ボランティアコーディネーター養成講座を年1回開催。平時から、運営支援者養成、協力体制構築、運営訓練に取り組んでいる（課題） ・現在2団体と締結しているが、新規締結が実現しておらず、協定団体との平時の連携が訓練参加に留まる。情報交換の機会を設けるなど、連携強化が必要 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの他団体と連携した訓練や市内企業における災害ボランティアコーディネーター養成講座への協力を継続し、災害支援に関する理解を広め、協力体制を構築していく ・企業団体へ働きかけ、新規の運営支援協定締結につなげる。平時からの連携強化として情報交換の機会を毎年設ける

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

取組4 だれもが住み良い環境の整備

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
① 福祉に関する情報の共有	広報いけだの発行 各種支援・サービスに関するパンフレットやガイドブックによる情報提供【各課】 広報啓発活動【社協】 保健福祉総合センターの管理運営 ボランティアセンター登録グループの活動【社協】 聴覚障がい者等支援事業【社協】	多様な媒体を活用することで、情報を必要としている人に適切に伝わるように、効率的な情報提供を図った。各種通訳者の高齢化による人材の確保が課題。 ・毎月の広報誌の発行・SNS配信など多様な媒体で情報発信を行うとともに、各種パンフレットを配架し、情報提供を実施。関係機関での配布も行った。(例)75歳以上の高齢者へ免許返納の促進及び外出支援を図る交通系ICカード「hanica」の購入補助について、広報誌・市のHPの他、池田警察署、池田交通安全協会、交通道路課の窓口で周知チラシを配布。 ・社協の事業については、広報誌「いけだの社協」年4回全戸配布(5月・8月・10月・2月)。HP・Facebookは随時更新。包括支援センターチラシ発行(R6:2回)。生活援体制整備事業コーディネーター瓦版発行(R5:2回、R6:2回)。R6より「ふれあいさっちフェス」を、参加型の広報啓発イベントとして初めて開催。現在、若年層への発信力を強化するため、Instagramによる情報発信の準備、訪問介護事業所にて介護技術動画を作成し公開予定。高齢者を対象としたスマホ講座の開催。(R5:4回、R6:5回) ・ボランティアグループによる市報や社協広報誌の音訳・点訳・拡大写本版の作成や、講演会やイベント等で手話・要約筆記の通訳活動(R5:124回、R6:121回) ・意思疎通支援事業で、聴覚障がい者の通院・会議参加等での依頼に基づき手話・要約筆記通訳者を派遣(R5:122回、R6:114回)。通訳者登録数はR5:19人、R6:20人(課題) ・通訳者の高齢化等により派遣調整が難しくなっている	B	・高齢者等の情報格差に配慮し、複数の媒体や関係機関と連携することで、多様な方法で情報発信をおこなう ・R7は「高齢福祉サービスのご案内」と「介護保険のしおり」の集約を行い、わかりやすく情報が適切に伝わるような冊子の更新を行っていく ・HPなどに介護技術動画を公開し、住み慣れた家で長く生活ができる知識を提供していく ・保健福祉総合センターでは、高齢者に需要の高い「スマホ講座」を継続開催する ・情報保障に関する活動を行うボランティアグループで年齢や障がいの有無に関わらず、必要な情報が得られる環境づくりに取り組むとともに、講座開催による担い手の育成に努める ・新たな通訳者確保のため、ボランティアグループや大阪府登録手話通訳者などへ登録を呼びかける
② 住環境や生活環境の整備	市営住宅管理事業 福祉バス運行事業 生活困窮者住居確保給付事業 バリアフリー化推進事業 地区福祉委員会の活動【社協】	生活困窮者や高齢者、障がい者、子育て家庭などのうち、住宅に配慮を要する方の住まいの確保や福祉バス等の交通手段確保による生活の安定、自立の促進に向けて取り組んだ。 ・指定管理者による維持管理を行い、市営住宅の入居募集(年3回) ・福祉バスについて、対象者に必要な情報が行き届くよう、広報誌への掲載や、高齢福祉サービスのご案内、福祉のてびき、池田子育てハンドブックへの各種配布物へ当該事業を掲載。また、ふくまるくんやひよこちゃんがラッピングされた車両への入替を実施し、親しまれる事業となるよう工夫 ・住居確保給付金の支給に併せて就労支援も行うなどのサービスを提供 ・利用者・当事者の意見を把握し、行政、交通事業者、施設管理者、市民等との議論を進め、今後のバリアフリーに関する方針の指標となる「池田市地区別バリアフリー基本構想」を策定 ・ほとんどの地区で下校時の見守りや、地域内の清掃活動を定期的に行い、気になることなどは、適宜行政や地域コミュニティ推進協議会などと共有。地域の生活環境の整備に努めた(課題) 福祉バスの利用者数がコロナ禍以前の数値には達しておらず伸び悩んでいること(利用者数R5:62,604人、R6:54,983人)	A	・市営住宅の適切な維持管理により居住性を向上させつつ、さらなる住環境の維持・向上に取り組む ・福祉バスについて周知啓発を継続・徹底し利用者数の増を図る。新施設開館に際し現状を踏まえたダイヤやルートの見直しを行い、利便性向上を図る ・バリアフリー化推進事業についてR6作成の特定事業計画書に基づき、各事業者の事業進捗を管理するとともに、市としてもハード面・ソフト面の整備を進めていく

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
③人権意識の醸成と差別の解消	人権擁護団体補助事業 人権擁護啓発事業 人権の花事業 人権文化交流センター管理運営事業 講座・講習活動事業 人権相談事業 男女共同参画啓発事業 ドメスティック・バイオレンス対策事業 学校人権教育推進活動事業 広報啓発活動【社協】	地域福祉推進にとっても大事な要素であり、地域づくりの土台となる人権尊重の意識を住民がもつことができるよう、教育現場や地域で人権意識の醸成に努めた。 ・人権擁護団体3団体へ補助金を交付 ・市民団体・職員・市民等を対象に、人権意識向上を目的とした人権リーダー養成講座を実施（参加人数R5:108人、R6:72人） ・人権擁護委員とともに人権の花を育てることで子どもたちの人権意識を育むことを目的に、市内の小学4年生等を対象に毎年1校ずつ実施（参加人数R5:神田小学校4年生66人、R6:石橋小学校4年生114人） ・ふらっとだよりを細河地区の施設や自治会へ毎月配布 ・人権文化交流センターにて健康講座・ご近所お誘い講座等を実施。（参加人数R5:2,589人、R6:2,695人） ・人権相談・総合生活相談を人権文化交流センター及び市役所(金曜日のみ)で実施（相談件数R5:138件、R6:246件） ・DV被害者からの相談対応（R5:96件、R6:91件） ・各学校で人権教育を教育課程の年間計画に位置づけ、すべての教育活動を通して人権感覚を高められるよう知識・理解を深める取り組みを行った ・社協内外の人権啓発セミナー等で職員の資質向上に努めた。市民向けに認知症に関する「さわやか勉強会」（7回/年）、認知症サポーター養成講座（1回/年）、ネットワーク会議でACPIに関する講演会を開催（課題） ・各校における人権教育が単なる知識の伝達に終始しないよう、各校のめざす子ども像をもとにした人権教育のカリキュラムづくりが必要 ・各種講座の参加者が限定されている	A	・様々なテーマを発掘し、人権意識向上に資するセミナー等実施に注力していく ・人権文化交流センター来館者の意見を反映させながら、講習・講座を行っていく ・外部団体と連携し、人権教育に関する実践を共有・発信し、学校園における人権教育の充実を図る ・市立学校園の教職員が人権課題に関する正しい知識を得て、実践につなげることができる研修機会の充実を図る ・在日外国人日本語指導支援事業として日本語指導、母語支援の充実を図る ・「さわやか勉強会」の参加地域の拡大、引き続き、社協職員の組織内外の研修参加による資質向上、広報誌やホームページ、SNSを活用し住民への広報啓発に努める
④ダイバーシティ社会の推進	ダイバーシティセンター運営事業 障がい者社会参加促進事業 助けあいのしるし普及事業 聴覚障がい者等支援事業 保健福祉総合センター事業	性別、性的志向、障がいの有無、国籍など多様な違いをお互い認め合う、ダイバーシティ社会推進に向けた取組を進めた。 ・外国人支援事業として相談事業、日本語教室等を開催。多文化共生社会の実現に向けた各種の啓発事業を実施 ・女性支援事業として相談事業、男女共同参画社会の実現に向け、多様な層を対象とした啓発事業を実施 ・障がい者が参加しやすいという視点から、障がい者団体へのレクリエーション企画の委託や、障がい者自らが制作した美術作品の展示などを実施。（参加者数R5:157人、R6:161人） ・ヘルプマークホルダー、ヘルプカードを作成し、配布を行うことにより、障がい者等の安心や、障がい者等に対する理解を促した ・聴覚・言語障がい者が安心して日常生活を送れるように支援するとともに、コミュニケーションの円滑化及び社会参加の促進を図った（手話通訳利用者数R5:8人、R6:9人） ・「スマホ教室」や「リラクゼーション講座」を定期的に開催し、老若男女問わず保健福祉総合センターの利用を図った	A	・今後もダイバーシティ社会の実現に向け、支援事業と多様な啓発を実施 ・障がい者団体へのレクリエーション企画の委託や、障がい者自らが制作した美術作品の展示などを実施し、社会参加の促進を図る ・障がい者等が周囲の人に必要な支援を求めることが出来るよう、ヘルプマークやヘルプカードを窓口において配布 ・聴覚・言語障がい者（児）に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、コミュニケーションの円滑化と、社会参加の増進を図る ・保健福祉総合センターでの「スマホ教室」や「リラクゼーション講座」開催に加え、季節ごとのイベントも検討。すべての住民が参加できる行事になるよう配慮する

基本目標3 地域福祉を支えるひとづくり（活動指標）

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

取組1 福祉意識の醸成

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
<p>①学校および地域を拠点とした福祉教育の推進</p>	<p>学校人権教育推進活動事業 福祉教育の推進【社協】 教職員研修会【社協】 地域と学校との交流【社協】</p>	<p>家庭や地域、学校などのさまざまな場面において、子どもから高齢者まで、生涯にわたって地域や福祉について考え、学ぶことができる機会・場づくりに取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校では、人権教育を教育課程の年間計画に位置づけ、すべての教育活動を通して人権感覚を高められるよう知識・理解を深める取り組みを行っている 市内小・中・高校から社協への福祉・ボランティア授業依頼に対し、カリキュラムの相談や提案、当事者講師や職員派遣、車いす等福祉用具の貸出を行った（R5:7校、R6:11校） 年1回社協と市教育委員会と共催で、教職員向け福祉教育・ボランティア学習研修会を開催 地区福祉委員会では、小学校との交流を進めている。出前授業、高齢者との交流、支援学級との交流、給食交流、児童が作った年賀状を高齢者に届けるなど、各地域にあった形で、福祉と身近に接する機会を設けた（課題） 各校における人権教育が単なる知識の伝達に終始しないよう、各校のめざす子ども像をもとにした人権教育のカリキュラムづくりが必要 中学校や高校と地区福祉委員会との交流は、コロナ禍以降、中断した状態 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部団体と連携し、人権教育に関する実践を共有・発信し、学校園における人権教育の充実を図る 市立学校園の教職員が人権課題に関する正しい知識を得て、実践につなげることができる研修機会の充実を図る 在日外国人日本語指導支援事業として日本語指導、母語支援の充実を図る 社協として、より多くの学校や他団体等との連携を深めながら、福祉教育に取り組む。学校だけでなく、地域や家庭などさまざまな場面において、生涯にわたり福祉について考え学ぶ機会づくりに取り組む。加えて、講師育成にも力を入れていく 社協と市教育委員会と共催で、教職員向け福祉教育・ボランティア学習研修会を継続開催し、児童や生徒へ福祉教育が実践できる教職員を育成する。また、教職員向けの情報提供を行っていく 小学校だけでなく、中学校や高校とも地区福祉委員会との交流の機会を増やしていく
<p>②住民参加による「学び合い」の機会の充実</p>	<p>生活支援体制整備事業 各課によるフォーラムやワークショップ等の開催 市民活動交流センター運営事業 保健福祉総合センター管理運営事業 共生のまちいけだプラットフォーム【社協】 住民懇談会の開催【社協】 ボランティア講座の開催【社協】</p>	<p>ひとづくりの第一歩として、住民が集い、交流しながら、学び合う場・機会の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業として、地域で生じているさまざまな地域生活課題に対して、生活支援コーディネーターを中心とした地域とのつながりの強化や地域の担い手確保、育成に取り組むとともに、他市事例等も参考にしながら、地域で支え合いながら課題を解決できる体制の構築を推進した（第1層協議体委員会 開催回数R5・R6:各1回、第2層協議体委員会:地区ごとに年1回開催） 「いつもyobouいけだ」プログラムの中の1つである「学びの場」を提供し、高齢者が学んだことを活かして、趣味からつながる生きがいづくりを推進 R5は地域福祉フォーラム「ふくしでまるごとミーティング」を実施。当日参加及び後日配信含め109名が参加 これから市民活動を始めたい人、活動情報を知りたい人、他団体と繋がりたい団体、運営に悩む団体など誰でも参加できる情報交換会「つながる会」を、市民活動交流センターにてR5は5回、R6は4回実施 保健福祉総合センターでシニア向けスマートフォン体験講座や健康講座など住民向けに幅広い教養講座を開催した（スマホ講座延べ参加者数R5:169人、R6:119人、健康講座延べ参加者数R5:252人、R6:144人） R6より共生のまちいけだプラットフォーム事業にて、校区ごとに「小地域プラットフォーム（住民座談会）」に取り組んでいる。住民・団体・関係者が集い、話し合いや学び合いのできる機会として、定期開催（R6:1地区3回） ボランティア講座開催は、R5:6種60回、R6:6種81回。市内5福祉施設協力のもと、R6から夏休み期間のボランティア体験プログラムを実施 	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1・2層協議体委員会を開催し、地域住民の話し合う機会を増やし、地域生活課題の解決のために地域実情に応じた活動の立ち上げ支援を2層生活支援コーディネーターと協働して行う 「学びの場」の講座終了後も修了生がグループごとに集まり、地域のイベントや集いの場などで学んだことを実践して活躍できるよう取組を進めていく 多様な人・団体が参加できるよう、平時から働きかけ、順次開催地区を広げ、R9までに全11地区での「小地域プラットフォーム（住民座談会）」を目指す より多くの住民がボランティア活動の理解を深め参加できるよう、各種養成講座を実施

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

取組2 ボランティア活動および公益活動・NPO活動支援体制の整備

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
①ボランティア活動などへの支援	市民活動交流センター運営事業 ボランティアセンター広報の充実【社協】 ボランティアセンター講座の開催【社協】 ボランティア同士の交流【社協】 市民活動交流センターとの交流・連携 NPOとの協働（共生のまちいけだプラットフォーム）【社協】	<p>より多くの方が自分の興味・関心のあるテーマや活動から地域に関わることができるよう情報発信、講座やプラットフォームを運営。ボランティアセンターや市民活動交流センターの連携が進んでいる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に必要な知識や技術を学ぶ「市民活動講座」を、市民活動交流センターにてR5年度は3回、R6年度は3回実施した ・広報誌「いけだの社協」にボランティア記事掲載（年4回）、ホームページとFacebookの定期更新、登録ボランティアへのメール配信、スーパー等ヘチラン配架など、活動紹介やボランティア募集などの情報発信を随時行った ・ボランティア講座開催は、R5:6種60回、R6:6種81。市内5福祉施設協力のもと、R6から夏休み期間のボランティア体験プログラムを実施 ・R6は、ボランティア連絡会にて他市ボランティア連絡会との交流会を、またボランティアセンター登録更新説明会で活動発表などの交流会を開催（登録団体数R5:40、R6:39） ・市民活動交流センターとは随時情報交換を行い、ボランティアセンターの運営に協力頂いている。特に共生のまちいけだプラットフォーム事業開始時には助言・協力のうえ、開始後もプロジェクトに参画。連携協働を深めている ・共生のまちいけだプラットフォームをR5から開始し、地域事業者、福祉事業所、地域活動団体、行政等が参加。NPOはR5:5団体、R6:5団体、協働の中から、1団体が支援者同士の交流を促進する新事業をR7より開始予定 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・市内NPO法人に対する支援の継続 ・引き続き、多くの住民が関心を持つことができるよう、多様な媒体を活用し、工夫を凝らした情報発信を行い、ボランティア活動の理解を深め参加できるように、各種養成講座を実施 ・引き続き、ボランティア同士の情報交換や交流の機会創出に努め、平時からの連携強化をより図る ・引き続き、プラットフォームを定期的開催し、NPOや多様な主体と協働しながら、地域福祉課題の解決策の検討に取り組んでいく
②活動のための資金調達	公益活動支援事業 共同募金【社協】 善意銀行【社協】	<p>公益活動に必要な資金の調達方法や情報を周知するとともに、経済的に自立した活動ができるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益活動の更なる活性化及び公益活動を行うものの自立を図るため、市民の公益活動を支援する「公益活動助成金制度」を実施し、支援を行った。（R5:11件（590,000円分）、R6:13件（665,400円分）） ・共同募金の配分事業や活用法等は、社協の広報誌やホームページにて周知し、活動団体等に募金を働きかけている ・社協のホームページに善意銀行の事業を掲載し、趣旨等を周知。善意銀行への関心が高まり問い合わせもある（寄付額R5:128万円、R6:123万円） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・公益活動への助成制度の積極的な周知 ・インターネットを通じた共同募金のチラシを作成し、キャッシュレスでPayPayでも寄付できることを周知する ・引き続き、善意銀行の取り組みを説明し、寄付者の意思を反映できるように周知する

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

取組3 地域福祉活動の担い手づくり

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
<p>①子ども・若者の参加促進</p>	<p>認知症サポーター等養成事業 学生による商店街空き店舗活用事業 福祉教育の推進【社協】 社会福祉関連資格現場実習の受入れ 地域と学校との交流【社協】 学生ボランティアプロジェクト【社協】</p>	<p>教育機関における福祉学習を推進し、子どもや若者の福祉に関する知識や感受性を養い、活動に取り組む意欲をもった人材育成に努めた。中・高校生以上の学生や若者との交流促進については課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座実施（R5:石橋中学校140人、池田中学校237人 R6:石橋中学校142人、池田中学校178人、渋谷中学校239人、ほそごう学園51人） ・商店街が実施した学生による商店街空き店舗活用事業について、補助金を交付 ・共同募金の学校募金や街頭募金の実施（学校募金協力校数R5:12校、R6:10校）。「夏休み！いけだボランティアスタッフ」として小学生を受け入れ（36人）。福祉に関心を持ってもらう機会を作った。また、市内小・中・高校からの福祉・ボランティア授業依頼に対し、カリキュラムの相談や提案、当事者講師や職員派遣、車いす等福祉用具の貸出を行った。R5:7校、R6:11校。年1回市教育委員会と共催で、教職員向け福祉教育・ボランティア学習研修会を開催 ・社会福祉士現場実習の受入れ（R5:2名30日）、市内福祉施設における実習受入れの協力、看護学生の受入れ（4名/年）。介護支援専門員研修生への福祉情報の提供を実施 ・地区福祉委員会では、小学校との交流を進めている。出前授業、高齢者との交流、支援学級との交流、給食交流、児童が作った年賀状を高齢者に届けるなど、各地域にあった形で、福祉と身近に接する機会を設けている ・高校大学生等を対象に学生ボランティアプロジェクトをR5に実施し、21名参加。大学教員による講演会+学生主体によるプロジェクト会議（7回）を開催。翻訳シートを貼った絵本を送る活動等に取り組んだ（課題） ・中学校や高校との交流は、コロナ禍以降、中断した状態である ・学生ボランティアプロジェクトについては、継続参加が可能な学生が少なく、内容や体制の見直しが必要 	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街と協議しながら、支援方法について検討をしていく ・引き続き、児童・生徒の福祉意識の醸成と学校での福祉教育を推進するため、共同募金運動を各学校に協力依頼、教育委員会と連携しながら研修会を開催、福祉授業の依頼相談に対応していく ・引き続き、社協で学生の現場実習の受け入れ、市内福祉施設における実習へ協力し、社会福祉人材の育成に寄与する ・小学校だけでなく、中学校や高校とも交流の機会を増やしていく ・他市の取り組みなどの情報収集を重ね、状況を見ながら学生ボランティアプロジェクトの再開を検討していく
<p>②壮年期世代の参加促進</p>	<p>各課によるワークショップなどの開催 社会福祉協議会補助事業 地区福祉委員会の活動支援【社協】 企業のボランティアの育成【社協】 ボランティアセンター【社協】</p>	<p>生活や仕事の中で責任ある立場を担う世代である壮年期の特徴を踏まえ、参加しやすさや取り組みやすさに配慮した活動を実施したが、壮年期世代の参加促進は伸び悩んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わんわんパトロール事業を実施し、犬の散歩中に地域の見守りをしてもらう。壮年期であっても日常の中で地域の担い手として参加してもらうことができた ・R6市内企業にて社員対象の災害ボランティアセンター運営支援者養成講座を開催。災害ボランティア活動支援協定を結ぶ、青年会議所・生活協同組合も参加し、市内での発災を想定したセンター運営訓練を実施し、壮年期世代が参加 ・広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、情報提供を行った。ボランティアきっかけ講座開催（R5:2回、R6:9回、R7:実施中）。結果、壮年期世代の新規登録者はR5:28人、R6:36人と増加（課題） ・地区福祉委員会では、世代を限定しない居場所づくりやイベントの開催などに取り組んでいるが、壮年期世代の参加促進につなげていない ・ボランティア登録は増加したが、実際の活動や継続には至っていない 	<p>B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・わんわんパトロール事業を継続実施 ・地区福祉委員会の参加の入口を、福祉だけでなく、スポーツ・芸術・文化などに広げ、壮年期の地域住民が自然と地域福祉活動に参加できるような工夫を検討していく ・引き続き、企業との講座・訓練・情報交換の機会を定期的に開催するとともに、他企業・団体への働きかけも進めていく ・ボランティア登録者に対し、定期的なメール配信など、積極的な情報提供を行うとともに、より多くの参加につながるよう、広報誌・ホームページ・SNSなどを活用し、周知していく。また、ニーズに応じた講座内容の工夫に努める

※各課評価及び社協評価のA～Dの割合及び事業の性質等から総合評価A～Dを判断しています。
 A:目標達成に向け、概ね順調に進んでいる。
 B:目標達成に向け、効果が表れつつある。
 C:目標達成に向け、効果が見られない。
 D:未着手

(1) 取組詳細	(2) 計画書に記載の「主な事業・取組」	(3) 目標達成に向けた令和5年度～令和6年度までの「主な事業・取組」の実施状況・課題	(4) 総合中間評価	(5) 今後の実施方針
③シニア層の活動の活性化	老人クラブ補助事業 敬老会館管理運営事業 シルバー人材センター補助事業 地区福祉委員会【社協】 ボランティアセンター【社協】 有償協力員派遣事業（にじの会）【社協】 ファミリーサポートセンター【社協】	<p>高齢者が生きがいをもって生活できるようシニア層の活動の活性化を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友愛クラブ連合会や単位老人クラブが地域実情に即した活動ができるよう、補助金を交付。広報誌への定期的な掲載を継続 ・R6年3月末をもって閉館した敬老会館にて高齢者の健康づくりや生きがい活動に寄与することを目的に事業を実施したが、新型コロナウイルス感染症の拡大による浴場の休止や時間の制限など感染対策を講じながらの運営の為、コロナ禍以前と比較すると利用者は大幅減となった（R1：60,912人、R5：32,694人） ・シルバー人材センターが円滑に運営できるよう、補助金を交付 ・地区福祉委員会では、男性料理教室を開催（R5:5地区22回、R6：7地区41回）。男性同士の学びと交流の機会を設けている。地区福祉委員は生涯活動できる場として、多くの高齢者が支え手・受け手の境目なく活躍している ・シニア世代の新規ボランティア登録者はR5:28人、R6:46人と増加。カメラ・コーヒー・木工など得意分野を生かした男性シニア層中心のボランティアグループ登録も増えている ・シニア層（60歳以上）のにじの会協力会員は、R5：36人のうち21人、R6：32人のうち17人、と約6割。支え手の中心として活動頂いている ・ファミリーサポートセンター事業は、援助・両方会員334人中113人が60歳以上。新規入会はR5年度2人、R6年度5人で、講習会修了、活動につながったのは合わせて2人に留まっている <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの担い手不足や会員数の減少 ・ファミリーサポートセンター事業でのシニア層の参加 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの存在を認知してもらうべく、市発行物等における周知を図り地域人材の掘り起こしにつなげる ・R9のオープンを目指し、老人福祉センターの機能を集約した市立多世代交流施設の建設工事着工 ・高齢者が自身の能力を活用できる環境を整えるべく、今後もシルバー人材センターへの補助を継続 ・友愛クラブなど地域の他団体とも協働し、地区福祉委員会としてさらに幅広いシニア層の活動の場を提供していく ・ボランティアセンター、有償協力員派遣事業（にじの会）について、シニア層への周知等の情報発信とニーズに応じた講座内容の工夫に努めていく ・ファミリーサポートセンター援助会員増員のため、ボランティア講座等での事業周知・登録呼びかけを行う。また、依頼調整時に、その時点で活動停止中の会員へ、連絡・状況確認を行い、講習会受講を促し、活動へ結び付けていく